

事業用自動車の安全確保のための制度

- バス・タクシー：道路運送法、トラック：貨物自動車運送事業法で規制。
- 安全性を審査し、安全確保が適切と認められる自動車運送事業者に対して許可を行う。

安全規制の内容

道路運送法、貨物自動車運送事業法による規制

運行管理者の選任

- 乗務時間の管理
- 乗務前・乗務後の点呼（**飲酒についても確認**）
- 運転方法等についての指導・監督 等

施設の管理

- 休憩・仮眠施設の整備
- 車庫の確保 等

道路運送車両法による規制

車両の管理

- 整備管理者の選任
- 日常点検・定期点検整備の実施 等

- 事業者に対して監査を実施し、法令違反が認められた場合は行政処分を行う。
- 警察庁等、関係省庁と連携し、法令違反について情報共有を図っている。